

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 30    | 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

年金生活者支援給付金の支給に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年7月27日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 年金生活者支援給付金の支給に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。<br>①厚生労働大臣から求めがあったときは、必要な範囲内において、対象者及びその世帯員の所得情報等を提供する。<br>②年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受理し、厚生労働大臣(日本年金機構)へ報告(送付)する。 |
| ③システムの名称                 | 国民年金システム、総合宛名システム、連携基盤システム(庁内連携システム)  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 年金生活者支援給付金情報ファイル         |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の95の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | ——  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課   |
| ②所属長の役職名                 | 国保年金課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| ——                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 各区役所 暮らし応援室<br>住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | さいたま市 福祉局 福祉部 国保年金課<br>住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号<br>電話番号: 048-829-1239 FAX番号: 048-829-1938  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)      |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 特に力を入れて行っている ]             | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|--------------------------------------|--|---|------|----------------------------------|
| 令和1年7月19日 | I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要   | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「年金生活者支援給付金法」という。）に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。  | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。  | 事後   | 文言整理による変更のため、重要な変更には該当しない。       |
| 令和1年7月19日 | I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称 | 国民年金システム、総合宛名システム、連携基盤システム（庁内連携システム）、社会保険オンラインシステム、ねんきんネット   | 国民年金システム、総合宛名システム、連携基盤システム（庁内連携システム）  | 事前   | 事務内容の見直しによる変更のため、重要な変更には該当しない。   |
| 令和1年7月19日 | I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠             | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条及び別表第一の95の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第68条の2 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の95の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2 | 事後   | 文言整理による変更のため、重要な変更には該当しない。       |
| 令和1年7月19日 | I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先  | さいたま市保健福祉局 福祉部 年金医療課<br>住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号<br>電話番号：048-829-1239  | さいたま市保健福祉局 福祉部 年金医療課<br>住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号<br>電話番号：048-829-1239 FAX番号：048-829-1947                          | 事後   | FAX番号追加による変更のため、重要な変更には該当しない。    |
| 令和1年7月19日 | II しきい値判断項目、3. 重大事故                  | 2) 発生なし  | 1) 発生あり   | 事後   | 評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更 |
| 令和1年7月19日 | III しきい値判断結果                         | 基礎項目評価の実施が義務付けられる  | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる   | 事後   | 評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更 |
| 令和2年5月29日 | II しきい値判断項目 3. 重大事故                  | 1) 発生あり  | 2) 発生なし   | 事後   | 評価実施機関における重大事故発生から1年経過したことに伴う修正  |
| 令和2年5月29日 | III しきい値判断結果                         | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる  | 基礎項目評価の実施が義務付けられる   | 事後   | しきい値判断結果の変更に伴う修正                 |
| 令和2年5月29日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類       | 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書  | 1) 基礎項目評価書  | 事後   | しきい値判断結果の変更に伴う修正                 |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署         | さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課  | さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課   | 事後   | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。       |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名    | 年金医療課長   | 国保年金課長  | 事後   | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。       |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先  | さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課<br>住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号<br>電話番号：048-829-1239<br>FAX番号：048-829-1947   | さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課<br>住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号<br>電話番号：048-829-1239<br>FAX番号：048-829-1938                      | 事後   | 組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。       |